

「困ったなあ」

に答えます

佐々木知子の
法律相談



佐々木知子
ささき ともこ
弁護士
帝京大学法学部名誉教授

大嫌いな元婿に、私の遺産を絶対に使わせたくありません。

娘のことで悩んでいます。私は画家として活動を続け、80歳になりました。夫はインテリアデザインで美術大学でも教えていましたが、制作環境の違いから別居も長くなり、10年前、円満に離婚しました。当時40歳だった一人娘は10歳下の男性と再婚し、高年齢の初産で娘を産みました。諦めていた孫だったので夫も私も喜びましたが、夫は一昨年急死し、娘は遺産を全部相続しました。

問題は娘の夫に生活能力がないことで、かねて私は離婚を勧め、でないと孫の面倒も見ないときつく言っていたら、

ようやく去年、弁護士を立てることもなくなるとか離婚に至りました。もちろん養育費は払ってくれませんが、50歳になる娘は、亡夫が溺愛して育てたせいで若い頃から金銭感覚に乏しく、この度亡夫のマンションを5000万円円で売った途端、孫を連れて北海道に移住してしまいました。でも孫はまだ7歳。成長までには気の遠くなる時間がかかります。お金などすぐになく

なるし、そのうちにきつと私を頼って戻ってきてそうです。孫はもちろんかわいいけれど、私は一人暮らしを満喫していて、とにかく煩わされたくない。私が死んだら、一軒家などの私の財産は娘に行きますが、娘が私より先に死ねば孫に行く。そうしたら大嫌いな元婿が後見人になり、勝手なことをするだろう。と考えるだけで気がおかしくなりそうです。何か手だてはないでしょうか。

実父がお孫さんの親権者になるとは限りません。

これまで順調にご自分の人生を築いてこられて、老後も安穩に暮らせるはずだったのですよね。なかなかうまくいきませんか。家族はどうしてもついて回ります。

お嬢さんに普通に金銭感覚があれば、養育費が当てにできなくても、幸い多額の遺産も手に入ったのだし、人生設計をきちんと立てて、娘の養育ができたと思いますが、あるだけ使ってしまうような人は結構いますよ。ご相談者がいくら本人に苦言を呈しても、すでに50歳ですし、残念ながらも直らないと思います。「自分を変えられるが人は変えられない」、憂えてもストレスがたまるだけです。

この後は、いつまでお金もつか分かりませんが、お嬢さんに行き届く限り頑張ってもらった上、もしダメになって戻ってくるようならば、路頭に迷わせるわけにもいかないので、家に引き取らざるを得ないでしょう。一人暮らしは確かに気楽なので、煩わされるのはお気の毒ですが。



お嬢さんが先に亡くなったら、のお話ですが、30歳下の方が先に亡くなる可能性は低く、普通、遺産はお嬢さんに行く。その後は計画性もなく適当に使う恐れは多々ありますが、とはいえお孫さんに遺贈しても、未成年の場合は結局親権者の母親が管理するので同じことになります。

もし万一お嬢さんが相談者より先に亡くなって孫が18歳に達しない場合は、後見人が必要になります。実父だからといって自動的に親権者になるわけではなく、これまで疎遠で養育費も払っていないことを考えれば、家裁はむしろ祖母を後見人として選ぶと思います。もしお嬢さ

んが急死でなければ、「娘○○の未成年後見人に母○○を指定する」との遺言を書いてもらえば万全です（民法839条）。ご相談者がお孫さんと養育縁組を結べば、親権者になります（同798条・797条）。

お孫さんが18歳に達するのは11年先。ご相談者は90歳を超えると思いますが、とにかく心身共に元気でいてください。介護などお嬢さんを当てるにはできないだろうし、施設入所もお金がかかります。ご自分の暮らしを第一に、その上で家族を考えるスタンスで、できるだけ心安らかに過ごしてほしいと思います。

A